

学生番号										氏名	
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--

(様式 99)

申請内容確認用紙 (この用紙も提出してください)

■ 以下のことについて、**学生自身**が申請書類の記入内容等を再度確認し、右端のチェック欄口にチェック✓をしてください。

チェック欄

- 申請要領を**学生自身**がよく読みましたか?
申請する学生自身が申請要領を熟読していない場合、免除申請は受付できません。
- 各様式の記入内容について、記入漏れやチェック✓漏れはありませんか?
(例)家庭状況調書(様式1-②)の「就学者を除く家族」の「年齢」「職業」「現在の雇用の開始年月」欄 など
- 同一生計者の2023年1月以降の勤務の状況(就職や退職)を説明できるよう把握していますか? . . .
- 添付する各証明書については、指示されたものを提出していますか?
(例) [年金]: 最新の振込通知(又は改訂額通知)(写)・・・源泉徴収票ではありません。
- 源泉徴収票などの小さい紙は、重ならないように台紙に貼り付けていますか?
- 提出書類のコピーを学生自身が手元に保管していますか?
- 「**前後半期一括申請**」をしている場合は、申請条件を満たしていること、「**前後半期一括申請上の注意事項**」(申請要領2ページ)及び提出する申請書類の内容を十分確認していますか?
【注意】申請内容(家計状況・家族状況・就学状況等)に変更が生じた場合は、改めて後半期分の申請をする必要があります。変更が生じたにもかかわらず、後半期分の申請がなかったことが後日判明した場合は、一括申請は無効となり、後半期分の授業料免除を受けることはできません。免除決定後に判明した場合も免除許可取り消しとなります。

提出する書類にチェック✓をしてください。

全員が提出する書類

チェック欄

授業料免除申請書(様式1-①)	
家庭状況調書(様式1-②)	
収入状況等申告書(様式2)	
申請内容確認用紙(様式99)・・・本用紙	
84円分の切手	
2024年度 所得・課税証明書(2023年分) (本人、父母・(父母ともいない場合は)父母に代わる家計支持者分)	

該当する人がいる場合に提出する書類

チェック欄

収入に関する必要書類	
特別控除に関する必要書類	
その他必要書類	
独立生計者の必要とするもの	

前半期分免除申請では、市区町村役場で発行が開始され次第、追加で提出してください。
【提出期限:2024年6月10日(月)】

- 家庭状況調書には、生計を同じくする人全員のことが申告されていますか?
市役所への届出では別世帯であっても、同居している方(祖父母やその他の家族)は同一生計として取り扱います。
- 前半期分申請においては4月1日現在での状況を申告していますか?
申請書類提出後に状況が変わることが判明した場合は、必ず申し出てください。(4月中の新入学は、全て4月1日入学として記入してください。)
- 2023年1月以降の勤務状況(就職/退職)や収入の状況等を全て申告していますか?
昨年に得た収入全てについて申告し、源泉徴収票や確定申告書等を添付してください。
- 本人、父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者)に、2023年1月以降の就職・転職・雇用の変更・退職(定職・アルバイトともに)があった場合、源泉徴収票等に加えて、下記の必要書類を提出していますか?
 - ◆ (2023年1月以降に始めた勤務 及び 2023年1月以降に雇用形態が変更となった勤務) (様式4)給与等支給(見込)証明書 が必要です。
※ただし独立生計者ではない**学生本人のアルバイト**については不要
 - ◆ (前半期分申請) 2023年4月以降の退職 } (様式5)退職に関する証明書 が必要です。
◆ (後半期分申請) 2023年10月以降の退職 } ※ただし**学生本人のアルバイト**については不要
- 同一生計者のうち、父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者)が得ている年金(個人年金保険等も含みます)や、他者からの援助について全て申告していますか? (60歳以上の方がいる場合は、必ず年金の有無を申告してください。無の場合は、様式1-②にその旨を記入してください。)